

# 第四次国有林野施業実施計画書 第一次変更計画書

(釧路根室森林計画区)

計画期間 ( 自 平成24年 4月 1日 )  
( 至 平成29年 3月31日 )

經常計画策定年月日 : 平成24年 3月30日  
第一次変更計画策定年月日 : 平成25年 3月28日

北海道森林管理局



## 釧路根室森林計画区の第四次国有林野施業実施計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき変更するものである。

- 1 国有林野管理経営規程の一部を改正する訓令について（平成24年12月19日付け24林国経第41号）に基づき、機能類型の名称及び区域を変更する。
- 2 「国有林野管理経営規程の運用について」等の一部改正について（平成24年12月19日付け24林国経第42号）に基づき、記載事項を変更する。
- 3 森林・林業基本計画を踏まえ、効率的な路網整備や間伐等の森林施業を推進するため、林道にかかる計画を変更する。

なお、本変更計画は、平成25年4月1日から適用する。

### 【変更項目及び頁】

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	（1）	1
2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量		
	（1）伐採造林計画簿	（1）	1
	（2）水源涵養タイプにおける施業群別面積等	（1）	1
	（3）水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	（2）	3
	（4）伐採総量	（3）	4
	（5）更新総量	（5）	6
	（6）保育総量	（5）	6
3	林道の整備に関する事項	（6）	8
6	レクリエーションの森の名称及び区域	（12）	12
7	公益的機能維持増進協定の名称及び区域等	（－）	17
8	その他必要な事項		
	（3）森林共同施業団地	（－）	17

注：1（ ）書は、変更前の国有林野施業実施計画書の頁である。

2 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、下線部等が変更・追加等の箇所である。



【現行計画】

- 1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別区域  
国有林野施業実施計画図(別添1)による。
- 2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、  
伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量
  - (1) 伐採造林計画簿  
伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿(別添2)による。
  - (2) 水源かん養タイプにおける施業群別の面積等

区分	面積 (ha)	取扱いの内容	伐期齢又は回帰年	
			樹種	
単層林 施業群	3,151	人為を積極的に加えることにより、 単層状態の森林を造成・維持する。 【施業方法:育成単層林施業】	トドマツ	65年
			アカエゾマツ ・エゾマツ	80年
			カラマツ ・グイマツ	50年
			その他針葉樹	60年
長期単層林 施業群	7,794	人為を積極的に加えることにより、 伐期の長期化を図り、単層状態の 森林を造成・維持する。 【施業方法:育成単層林施業】	トドマツ	100年
			アカエゾマツ ・エゾマツ	120年
			カラマツ ・グイマツ	80年
			その他針葉樹	90年
複層林 施業群	19,460	人為を積極的に加えることにより、 複数の樹冠層を有する森林を造成し、 将来にわたり非皆伐状態を維持する。 【施業方法:育成複層林施業】	トドマツ	伐採始期 60年 伐採終期 100年
			アカエゾマツ ・エゾマツ	伐採始期 70年 伐採終期 120年
			カラマツ ・グイマツ	伐採始期 40年 伐採終期 80年
			その他針葉樹	伐採始期 50年 伐採終期 90年
混交林 施業群	32,443	必要により人為を加えることにより、 広葉樹等の導入・育成を図り、 針広混交林を造成・維持する。  【施業方法:育成複層林施業】	15年	
育成天然林 施業群	46,941	必要により人為を加えることにより、 多様な樹種による複数の樹冠層を 有する森林を造成・維持する。 【施業方法:育成複層林施業】		
天然生林 施業群	38,364	天然力を活用することにより、 森林を造成・維持する。 【施業方法:天然生林施業】		
計	148,153			

注) 林地面積の集計である。  
計は四捨五入の為、必ずしも一致しない。(以下の表についても同じ)

【変更計画】

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域  
国有林野施業実施計画図（別添1）による。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿（別添2）による。

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

(単位：h a)

区分	面積	取扱いの内容	伐期齢又は回帰年	
			樹種	
単層林施業群	4,160	人為を積極的に加えることにより、単層状態の森林を造成・維持する。 【施業方法：育成単層林へ導くための施業】	トドマツ	65年
			アカエゾマツ ・エゾマツ	80年
			カラマツ ・グイマツ	50年
			その他針葉樹	60年
長期単層林施業群	8,619	人為を積極的に加えることにより、伐期の長期化を図り、単層状態の森林を造成・維持する。 【施業方法：育成単層林へ導くための施業】	トドマツ	100年
			アカエゾマツ ・エゾマツ	120年
			カラマツ ・グイマツ	80年
			その他針葉樹	90年
複層林施業群	19,702	人為を積極的に加えることにより、複数の樹冠層を有する森林を造成し、将来にわたり非皆伐状態を維持する。 【施業方法：育成複層林へ導くための施業】	トドマツ	伐採始期 60年 伐採終期 100年
			アカエゾマツ ・エゾマツ	伐採始期 70年 伐採終期 120年
			カラマツ ・グイマツ	伐採始期 40年 伐採終期 80年
			その他針葉樹	伐採始期 50年 伐採終期 90年
混交林施業群	32,450	必要により人為を加えることにより、広葉樹等の導入・育成を図り、針広混交林を造成・維持する。 【施業方法：育成複層林へ導くための施業】	15年	
育成天然林施業群	47,152	必要により人為を加えることにより、多様な樹種による複数の樹冠層を有する森林を造成・維持する。 【施業方法：育成複層林へ導くための施業】		
天然生林施業群	38,945	天然力を活用することにより、森林を造成・維持する。 【施業方法：天然生林へ導くための施業】		
合計	151,028			

注) 林地面積の集計である。

計は四捨五入の為、必ずしも一致しない。(以下の表についても同じ)

【現行計画】

(3) 水土保持林の水源かん養タイプにおける施業群別の上限伐採面積

(単位:ha)

施業群	単層林	長期単層林	複層林	混交林	育成天然林	天然生林
上限伐採面積	245	372	2,274	10,812	15,640	12,788

(4) 資源の循環利用林の生産群別の面積

区分	面積 (ha)	生産目標等			伐期齢 又は 回帰年
		利用形態	樹種	目標径級 (cm)	
単層林 生産群	1,009	一般材	トドマツ	22~38	65年
			アカエゾマツ・エゾマツ	22~38	80年
			カラマツ・グイマツ	22~38	50年
			スギ	22~38	55年
			その他針葉樹	22~38	60年
			広葉樹(エンジュ・アオダモ除く)	24~	
			エンジュ・アオダモ	16~	
長期単層林 生産群	825	一般材	トドマツ	40~	90年
			アカエゾマツ・エゾマツ	40~	110年
			カラマツ・グイマツ	40~	80年
			スギ	40~	90年
			その他針葉樹	40~	90年
複層林 生産群	242	一般材	トドマツ	22~38	※100年
			アカエゾマツ・エゾマツ	22~38	※120年
			カラマツ・グイマツ	22~38	※80年
			スギ	22~38	※80年
			その他針葉樹	22~38	※90年
混交林 生産群	8	一般材	トドマツ	22~38	※※65年
			アカエゾマツ・エゾマツ	22~38	※※80年
			カラマツ・グイマツ	22~38	※※50年
			スギ	22~38	※※55年
			その他針葉樹	22~38	※※60年
			広葉樹(エンジュ・アオダモ除く)	24~	
			エンジュ・アオダモ	16~	
育成天然林 生産群	210	一般材	トドマツ	22~38	15年
			アカエゾマツ・エゾマツ	22~38	
			カラマツ・グイマツ	22~38	
			スギ	22~38	
			その他針葉樹	22~38	
			ナラ・ウダイカバ・ダケカンバ・ニレ	46~	
			カツラ・シナ・セン・ヤチダモ	36~	
			クルミ・アサダ・ホオ・キハダ・イタヤ	24~	
			サクラ類・シラカンバ・ハン・ドロ	16~	
エンジュ・アオダモ	16~				
天然生林 生産群	581	一般材	トドマツ	22~38	15年
			アカエゾマツ・エゾマツ	22~38	
			カラマツ・グイマツ	22~38	
			スギ	22~38	
			その他針葉樹	22~38	
			ナラ・ウダイカバ・ダケカンバ・ニレ	46~	
			カツラ・シナ・セン・ヤチダモ	36~	
			クルミ・アサダ・ホオ・キハダ・イタヤ	24~	
			サクラ類・シラカンバ・ハン・ドロ	16~	
エンジュ・アオダモ	16~				
計	2,875				

注) ※印は、「上木最終伐採林齢」、※※印は、「択伐を開始する林齢」である。

(5) 資源の循環利用林の生産群別の標準伐採量

各生産群の面積が少ないことから、標準伐採量は定めない。

## (6) 伐採総量

(単位: m<sup>3</sup>、ha)

区 分		林			地		林地 以外	合 計	
		主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計			
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	13,621	(2,616) 116,873	130,494	38,200	995,556	-	995,556	
	水源かん養タイプ	単層林	-	(1,158) 41,663					41,663
		長期単層林	-	(2,130) 92,715					92,715
		複層林	122,913	(3,676) 139,064					261,977
		混交林	-	(8,421) 355,007					355,007
		育成天然林	7,226	(62) 728					7,954
		天然生林	-	-					-
		小計	130,139	(15,446) 629,177					759,316
	計	143,760	(18,062) 746,050	889,810					
の 森 林 と 人 と の 共 生 林	自然維持タイプ	-	(303) 13,961	13,961					
	森林空間利用タイプ	800	(1,007) 52,785	53,585					
	計	800	(1,310) 66,746	67,546					
資 源 の 循 環 利 用 林	単層林	25,162	(218) 8,849	34,011					
	長期単層林	4,469	(144) 5,364	9,833					
	複層林	-	-	-					
	混交林	-	-	-					
	育成天然林	-	(4) 27	27					
	天然生林	-	-	-					
	計	29,631	(365) 14,240	43,871					1,800
合 計		174,191	(19,736) 827,036	1,001,227	40,000	1,041,227	-	1,041,227	
年 平 均		34,838	(3,947) 165,407	200,245	8,000	208,245	-	208,245	

注) 上段( )は、間伐面積である。



【変更計画】

(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：h a)

施業群	単層林	長期単層林	複層林	混交林	育成天然林	天然生林
上限伐採面積	341	410	4,912	10,815	15,710	12,982

※【現行計画】の(4)資源の循環利用林の生産群別の面積(5)資源の循環利用林の生産群別の標準伐採量は削除

(4) 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、h a)

区 分	林 地					林 地 以 外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
山地災害防止タイプ	13,621	(2,616) 116,873	130,494				
自然維持タイプ	-	(303) 13,961	13,961				
森林空間利用タイプ	800	(1,007) 52,785	53,585				
快適環境形成タイプ	-	-	-				
水源涵養タイプ	単層林	(1,376) 25,162	50,512	75,674			
	長期単層林	4,469	(2,273) 98,079	102,548			
	複層林	122,913	(3,676) 139,064	261,977			
	混交林	-	(8,421) 355,007	355,007			
	育成天然林	7,226	(65) 755	7,981			
	天然生林	-	-	-			
	計	159,770	(15,811) 643,417	803,187			
合 計	174,191	(19,736) 827,036	1,001,227	40,000	1,041,227	-	1,041,227
年 平 均	34,838	(3,947) 165,407	200,245	8,000	208,245	-	208,245

注) 上段( )は、間伐面積である。

【現行計画】

(7) 更新総量

(単位 :ha)

区 分		水 土 保 全 林			森林と人との共生林			資源の 循環 利用林	合計
		国土保全 タイプ	水源かん 養タイプ	計	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	計		
人工 造林	単層林造成		3	3				73	76
	複層林造成	438	4367	4805		74	74		4,879
	計	438	4,370	4,808		74	74	73	4,955
天然 更新	天然下種第1類	1	248	249					249
	天然下種第2類	4	44	48					48
	ぼう芽更新								
	計	6	292	297					297
合 計		444	4,662	5,106		74	74	73	5,252

(8) 保育総量

(単位 :ha)

区 分		水 土 保 全 林			森林と人との共生林			資源の 循環 利用林	合計
		国土保全 タイプ	水源かん 養タイプ	計	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	計		
保 育	下 刈	7,093	30,358	37,451	344	944	1,288	496	39,235
	つる 切り	9	12	21		17	17		38
	除 伐	891	1,165	2,056	34	1,642	1,676	21	3,753

【変更計画】

(5) 更新総量

(単位：h a)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
人工造林	単層林造成	-	-	-	-	76	76
	複層林造成	438	-	74	-	4,367	4,879
	計	438	-	74	-	4,443	4,955
天然更新	天然下種第1類	1	-	-	-	248	249
	天然下種第2類	4	-	-	-	44	48
	ぼう芽更新	-	-	-	-	-	-
	計	6	-	-	-	292	297
合 計		444	-	74	-	4,734	5,252

(6) 保育総量

(単位：h a)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
保 育	下 刈	5,172	344	944	-	29,082	35,542
	つる切り	9	-	17	-	12	38
	除 伐	891	34	1,642	-	1,186	3,753

3 林道の整備に関する事項  
【現行計画】

基幹・その他別	開設・改良	路線名	箇所(林班)	延長(m)	箇所数(改良)	備考
根釧東部森林管理署						
基幹	開設	観示守山	432,433,435	3,800		中標津町
	計	1 路線		3,800		
その他	開設	東別当賀連絡	1027,1028	3,000		根室市
		西別当賀	1033,1034	2,500		根室市
		景子河川	436	2,600		中標津町
		パウシベツ第3支線	449	2,000		中標津町
		タイラ沢第1連絡	453,459	1,600		中標津町
		454林班線	454	2,600		中標津町
		道虹線	455	2,000		中標津町
		ポン俣落	488	900		中標津町
		491林班線	491	1,200		中標津町
		497林班2号線	497	600		中標津町
		武佐506林班	506	2,000		中標津町
		武佐登山1号線	512,513	1,200		中標津町
		虹別第5支線	438	1,000		中標津町
		457林班線	457	2,100		中標津町
		495林班線	495	2,000		中標津町
		俣落川第5支線	498	1,000		中標津町
		118林班線	118,119	1,200		羅臼町
計	17 路線		29,500			
基幹	改良	クテクンベツ	511	20	1	中標津町、橋梁補修
		武佐	513	20	1	中標津町、橋梁補修
		笹の沢	1	250	3	標津町、法面保護工・擁壁工
		金山薫別	79	200	2	標津町、溝渠工・法面保護工
計	4 路線		490	7		
その他	改良	モシリベツ第1連絡	471~473	3,000	1	中標津町、法面保護工
		4の沢	481	20	1	中標津町、橋梁補修
		パンケユワナイ	43	100	1	標津町、溝渠工
計	3 路線		3,120	3		
根釧東部森林管理署合計						
開設	基幹	1 路線		3,800		
	その他	17 路線		29,500		
	計	18 路線		33,300		
改良	基幹	4 路線		490	7	
	その他	3 路線		3,120		
	計	7 路線		3,610		
根釧西部森林管理署						
その他	開設	郡界第1支線	29,30	1,250		釧路町
		トライベツ第2支線	311	1,200		厚岸町
		3415林班界線	3415	2,000		標茶町
		PF第6支線	304	2,300		標茶町
		砂湯	4294,4304	2,500		弟子屈町
		第1摩周	4246,4247	800		弟子屈町
		幌呂支線	104,105,107	1,500		鶴居村
		支雪裡横断	116	1,000		鶴居村
		茂久著呂	135,136	2,500		鶴居村
		計	9 路線			15,050
基幹	改良	右股	1093	200	1	白糖町・擁壁工
		ホ口力庶路	1177	100	1	白糖町・擁壁工
		右股支線	1098	100	1	白糖町・擁壁工
		茶路越	1044	100	1	白糖町・擁壁工
計	4 路線		500	4		

基幹・ その他別	開設・ 改良	路線名	箇所(林班)	延長(m)	箇所数 (改良)	備考
その他	改良	北陽ヘルプナイ	2043	1,000	1	釧路市・擁壁工・法面保護工
		第1野上峠	4208	500	1	弟子屈町・擁壁工・法面保護工
		上茶路第1支線	1082	100	1	白糠町・擁壁工
		パナハンボの沢	1184,1185	400	6	白糠町・擁壁工
	計	4路線		2,000	9	
根釧西部森林管理署合計						
開設	基幹	- 路線		-	/	
	その他	9 路線		15,050		
	計	9 路線		15,050		
改良	基幹	4 路線		500	4	
	その他	4 路線		2,000	9	
	計	8 路線		2,500	13	
森林計画区合計						
開設	基幹	1 路線		3,800	/	
	その他	26 路線		44,550		
	計	27 路線		48,350		
改良	基幹	8 路線		990	11	
	その他	7 路線		5,120	12	
	計	15 路線		6,110	23	

【変更計画】

基幹・ その他別	開設・ 改良	路線名	箇所(林班)	延長(m)	箇所数 (改良)	備考
<b>根釧東部森林管理署</b>						
基幹	開設	観示守山	432,433,435	3,800		中標津町
	計	1 路線		3,800		
その他	開設	東別当賀連絡	1027,1028	3,000		根室市
		西別当賀	1033,1034	2,500		根室市
		景子河川	436	2,600		中標津町
		パウシベツ第3支線	449	2,000		中標津町
		タイラ沢第1連絡	453,459	1,600		中標津町
		454林班線	454	2,600		中標津町
		道虹線	455	2,000		中標津町
		ポン俣落	488	900		中標津町
		491林班線	491	1,200		中標津町
		497林班2号線	497	600		中標津町
		武佐506林班	506	2,000		中標津町
		武佐登山1号線	512,513	1,200		中標津町
		虹別第5支線	438	1,000		中標津町
		457林班線	457	2,100		中標津町
		495林班線	495	2,000		中標津町
		俣落川第5支線	498	1,000		中標津町
		118林班線	118,119	1,200		羅臼町
計	17 路線		29,500			
基幹	改良	クテクンベツ	511	20	1	中標津町、橋梁補修
		武佐	513	20	1	中標津町、橋梁補修
		笹の沢	1	250	3	標津町、法面保護工・擁壁工
		金山薫別	79	200	2	標津町、溝渠工・法面保護工
	計	4 路線		490	7	
その他	改良	モシリベツ第1連絡	471~473	3,000	1	中標津町、法面保護工
		4の沢	481	20	1	中標津町、橋梁補修
		パンケユワナイ	43	100	1	標津町、溝渠工
	計	3 路線		3,120	3	
<b>根釧東部森林管理署合計</b>						
開設	基幹	1 路線		3,800		
	その他	17 路線		29,500		
	計	18 路線		33,300		
改良	基幹	4 路線		490	7	
	その他	3 路線		3,120	3	
	計	7 路線		3,610	10	
<b>根釧西部森林管理署</b>						
その他	開設	郡界第1支線	29,30	1,250		釧路町
		トライベツ第2支線	311	1,200		厚岸町
		3415林班界線	3415	2,000		標茶町
		PF第6支線	304	2,300		標茶町
		砂湯	4294,4304	2,500		弟子屈町
		第1摩周	4246,4247	800		弟子屈町
		幌呂支線	104,105,107	1,500		鶴居村
		支雪裡横断	116	1,000		鶴居村
		茂久著呂	135,136	2,500		鶴居村
		20林班	20	750		釧路町
		ポン新幌呂	100	4,000		鶴居村

基幹・ その他別	開設・ 改良	路線名	箇所(林班)	延長(m)	箇所数 (改良)	備考
その他	開設	230林班	230	750		厚岸町
		231林班	230,231	1,000		厚岸町
		硫黄山	4303	1,200		弟子屈町
		沼湯支線	4304	1,200		弟子屈町
		第3仁多	4259	850		弟子屈町
	計	16 路線		24,800		
基幹	改良	右股	1093	200	1	白糠町・擁壁工
		ホロカ庶路	1177	100	1	白糠町・擁壁工
		右股支線	1098	100	1	白糠町・擁壁工
		茶路越	1044	100	1	白糠町・擁壁工
	計	4 路線		500	4	
その他	改良	北陽ヘルプナイ	2043	1,000	1	釧路市・擁壁工・法面保護工
		第1野上峠	4208	500	1	弟子屈町・擁壁工・法面保護工
		上茶路第1支線	1082	100	1	白糠町・擁壁工
		パナハンボの沢	1184,1185	400	6	白糠町・擁壁工
	計	4 路線		2,000	9	
根釧西部森林管理署合計						
開設	基幹	- 路線		-		
	その他	16 路線		24,800		
	計	16 路線		24,800		
改良	基幹	4 路線		500	4	
	その他	4 路線		2,000	9	
	計	8 路線		2,500	13	
森林計画区合計						
開設	基幹	1 路線		3,800		
	その他	33 路線		54,300		
	計	34 路線		58,100		
改良	基幹	8 路線		990	11	
	その他	7 路線		5,120	12	
	計	15 路線		6,110	23	

6 レクリエーションの森の名称及び区域  
【現行計画】

種類	名 称	新設・ 既設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	選 定 理 由	備 考	
自然休養林	根釧西部森林管理署						
	昆布森シレパ 自然休養林 *(森林スポーツゾーン) (風景ゾーン) *(風致探勝ゾーン)	既設	155.26 418.76 1,071.74	別表 参照	自然探勝、キャンプ、海岸 礁の眺望のための利用に 供する。	「*」は、保 健機能森林 に該当する 森林	
	計		1,645.76				
	森 林 計 画 区 計	1箇所	1,645.76				
	根釧東部森林管理署						
野外スポーツ地域	羅臼 野外スポーツ地域	既設	11.05	別表 参照	隣接する民地の施設と相 まってスキー場として、ま た、山頂からの北方領土の 眺望等の利用に供する。		
	金山峡 野外スポーツ地域	既設	87.15	別表 参照	国道沿いに隣接し、夏は 忠類川の溪流、渓谷の造 形美等自然を満喫できる景 勝地として、冬はスキー場 としての利用に供する。		
	根釧西部森林管理署						
	阿寒湖畔 野外スポーツ地域	既設	81.62	別表 参照	温泉、湖、山岳、森林等 の自然的資源に恵まれ、 登山、森林浴等の場として の利用に供する。		
	美羅尾 野外スポーツ地域	既設	84.29	別表 参照	スキー場に適した地形、 積雪の自然条件を備え、ス キー場としての利用に供す る。		
	森 林 計 画 区 計	4箇所	264.11				
風景林	根釧東部森林管理署						
	長節湖風景林	既設	197.78	別表 参照	長節湖と周辺の湿地を核 とした自然美の利用に供す る。		
	根釧西部森林管理署						
	滝の上風景林	既設	65.84	別表 参照	溪流、渓谷、滝及び森林 とが織りなす自然景観の維 持・造成を図り、自然美の 利用に供する。		
	雌阿寒風景林	既設	2,428.82	別表 参照	雌阿寒岳の山麓一帯に 広がるアカエゾマツの純林 及びトドマツを主体とした針 広混交林の優れた景観の 維持・造成を図り、自然美 の利用に供する。		
雄阿寒風景林	既設	5,029.97	別表 参照	阿寒湖、パンケトー、ペン ケトーの神秘的な湖沼の背 景として、エゾマツ、トドマツ を主体とする原生的な森林 の優れた景観の維持・造成 を図り、自然美の利用に供 する。			



種類	名 称	新設・既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選 定 理 由	備 考
風景林	屈斜路風景林	既設	8,657.95	別表参照	山岳、森林、湖等の自然美を有し、屈斜路湖の近景林として優れた景観の利用に供する。	
	川湯風景林	既設	4,680.87	別表参照	硫黄山、屈斜路湖の近景林としての自然景観の利用に供する。	
	摩周風景林	既設	840.12	別表参照	摩周湖の近景林としての自然景観の利用に供する。	
	森林計画区計	7箇所	21,901.35			
エその他（レクリエーションの施設敷）	根釧東部森林管理署					
	トド原探勝路	既設	0.86	別表参照	トドマツの枯木原と原生花園への探勝路としての利用に供する。	
	森林計画区計	1箇所	0.86			
	森林計画区合計	13箇所	23,812.08			

注) 備考欄の「保健機能森林に該当する森林」とは、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」に基づき、施設の整備を森林の施業と一体的かつ計画的に推進する森林のことを指す。

【変更計画】

種類	名 称	新設・ 既設	面 積 (h a)	位 置 (林小班)	選 定 理 由	施業 方法	既存施設 の概要	施設 整備	備 考	
自然休養林	根釧西部森林管理署									
	昆布森シレバ 自然休養林 * (森林スポーツゾーン) (風景ゾーン) * (風致探勝ゾーン)	既設	1,645.76 155.26 418.76 1,071.74	別表 参照	自然探勝、キャン プ、海岸礁の眺望の ための利用に供す る。	複 天	歩道外 (国) 園地 (釧路町)	歩道 延長 4,275m 外	「*」 は、保 健機能 森林に 該当す る森林	
	森林計画区計	1箇所	1,645.76							
	根釧東部森林管理署									
野外ス ポーツ 地 域	羅臼 野外スポーツ 地域	既設	11.05	別表 参照	隣接する民地の施 設と相まってスキ ー場として、また、山 頂からの北方領土の 眺望等の利用に供す る。	天	スキー場 (羅臼町)			
	金山峡 野外スポーツ 地域	既設	87.15	別表 参照	国道沿いに隣接 し、夏は忠類川の溪 流、溪谷の造形美等 自然を満喫できる景 勝地として、冬はス キー場としての利用 に供する。	複 天  間伐 5.13 ha	スキー場 (標津町)			
	根釧西部森林管理署									
	阿寒湖畔 野外スポーツ 地域	既設	81.62	別表 参照	温泉、湖、山岳、 森林等の自然的資源 に恵まれ、登山、森 林浴等の場としての 利用に供する。	複	スキー場 (釧路市 阿寒町)			
	美羅尾 野外スポーツ 地域	既設	84.29	別表 参照	スキー場に適した 地形、積雪の自然条 件を備え、スキー場 としての利用に供す る。	複 天	スキー場 (民間)			
森林計画区計	4箇所	264.11								

種類	名 称	新設・ 既設	面 積 (h a)	位 置 (林小班)	選 定 理 由	施業 方法	既存施設 の概要	施設 整備	備 考
風景林	根釧東部森林管理署								
	長節湖風景林	既設	197.78	別表 参照	長節湖と周辺の湿地を核とした自然美の利用に供する。	天	遊歩道外 (根室市)		
	根釧西部森林管理署								
	滝の上風景林	既設	65.84	別表 参照	溪流、溪谷、滝及び森林とが織りなす自然景観の維持・造成を図り、自然美の利用に供する。	天			
	雌阿寒風景林	既設	2,428.82	別表 参照	雌阿寒岳の山麓一帯に広がるアカエゾマツの純林及びトドマツを主体とした針広混交林の優れた景観の維持・造成を図り、自然美の利用に供する。	複 天	遊歩道 (釧路総合振興局)		
	雄阿寒風景林	既設	5,029.97	別表 参照	阿寒湖、パンケトー、ペンケトーの神秘的な湖沼の背景として、エゾマツ、トドマツを主体とする原生的な森林の優れた景観の維持・造成を図り、自然美の利用に供する。	複 天	遊歩道外 (釧路総合振興局及び釧路市、阿寒町) 庭園外 (民間)		
	屈斜路風景林	既設	8,657.95	別表 参照	山岳、森林、湖等の自然美を有し、屈斜路湖の近景林として優れた景観の利用に供する。	複 天 間伐 46.20 ha	野営場外 (釧路総合振興局) 園地外 (オホーツク総合振興局) 船遊施設外 (民間)		
	川湯風景林	既設	4,680.87	別表 参照	硫黄山、屈斜路湖の近景林としての自然景観の利用に供する。	単 複 天 主伐 17.49 ha 間伐 532.11 ha	駐車場外 (釧路総合振興局) 休憩舎 (民間)		
摩周風景林	既設	840.12	別表 参照	摩周湖の近景林としての自然景観の利用に供する。	複 天 間伐 16.10 ha	園地外 (釧路総合振興局) 休憩舎 (民間)			
森林計画区計		7箇所	21,901.35						

種類	名 称	新設・ 既設	面 積 (h a)	位 置 (林小班)	選 定 理 由	施業 方法	既存施設 の概要	施設 整備	備 考
シ ヨ ン の 森 施 設 敷	根釧東部森林管理署								
	トド原探勝路	既設	0.86	別表 参照	トドマツの枯木原 と原生花園への探勝 路としての利用に供 する。		遊歩道 (根室振 興局) 簡易便所 (別海町)		
	森林計画区計	1箇所	0.86						
森林計画区合計		13箇所	23,812.08						

注1) 備考欄の「保健機能森林に該当する森林」とは、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」に基づき、施設の整備を森林の施業と一体的かつ計画的に推進する森林のことを指す。

注2) 施業方法 単=育成単層林へ導くための施業 複=育成複層林へ導くための施業  
天=天然生林へ導くための施業

7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

該当なし

8 その他必要な事項

(3) 共同施業団地

名 称	対 象 地 (林 小 班)	面 積 (h a)	連携した施業 の内容	備 考
根釧西部森林管理署				
弟子屈地域森林整備に関する協定	民 29林班3～10、12小班 32林班7～11、13、14、16～ 18、22、23、30、33～38、 40、43、45～47、49、62、63 小班	312		協定相手： 弟子屈町
	国 4006(ハ小班を除く)、4456～ 4457、4458(と～る2、ロ、ハ 小班を除く)	938		
根釧東部森林管理署				
別海町・中標津町・ 標津町の森林の整備 と保全にかかる協定 (別海町中春別地区 森林共同施業団地)	民 363-46、63～67、80、101～ 104、362-10、13～27、38～ 41、44、46～49、139、363-1 ～3、6、82、83、85、172	145		協定相手： 別海町、別 海町森林組 合、個人森 林所有者
	国 1106り、り1、り2、ち1、 ち2、ち3、ニ、オ	28		
森林計画区合計	民	457	2箇所	
	国	966		
	計	1,423		